

議案第八号

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
杉並区の福祉に関する事務所設置条例（平成十二年杉並区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表杉並区西福祉事務所の項中「杉並区天沼三丁目三〇番四〇号」を「杉並区荻窪五丁目一五番一三号」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

西福祉事務所の位置を変更する必要がある。